



特集
大切にしたい生命の豊かさ
- 私たちの選択

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) 議論のゆくえ

生物多様性は、人間の問題

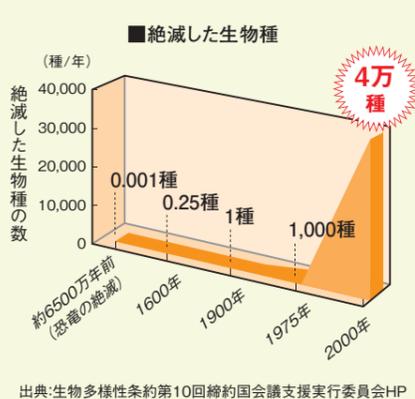
私たちは損失を止められるのか

急速に失われていく生物多様性。これは、生物の多様性から多くの恵みを受けているにもかかわらず、それを壊し続けている。人間の問題でもある。10月18〜29日に名古屋で開催される「生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)」には、190カ国以上の代表が参加し、この問題が議論される。2020年までに生物多様性の損失を止めるべく、私たちが今できることは何か。生物多様性の問題に詳しいサステナビリティ・プランナーの足立直樹さんに聞いた。

生きる基盤を壊し続ける人間

生 物多様性条約は、「生き物」を守るための取り決めではありません。水産物や農作物などに代表される「生物資源」の持続可能な利用と、その生物が持つ「遺伝資源」から得られる利益の公正・公平な分配も、その目的となっています。

10月にCOP10の開催を控え、各所で生物多様性の危機的状況が報告されていますが、最大の原因は「人間による生息地の破壊」です。開発によって生き物はすみかを失っています。しかし当然ですが、すみかがなければ生き物は生きられません。食料や製品の原料など、人間が生きる上で不可欠な基盤である「生物資源」や「遺伝資源」の多様性を守らなければ、いずれ私たちの



生活も成り立たなくなるのです。どうすればいいのか。もちろん、保護区を作って人間が立ち入らないようにしたり、絶滅に瀕した動植物を保護することも大切ですが、それだけでは十分とはいえません。1992年にブラジルで開催された「地球サミット」で生物多様性条約が作られました。が、

損失は止まるどころか、むしろそのスピードが速まっているのです。

これは近年の国際的な潮流となっています。90年代後半からさまざまな経済メカニズムが提案され、2006年のCOP8(ブラジル)で生物多様性の保全に民間(企業や市民など)を巻き込む「民間参画決議」が採択されて以降、一気に広がってきました。

産業界の参画が不可欠

危 機の原因が人間の経済活動と関係が深いことが明らかになりました。なすべきは、産業、つまり人間の生活に必要なモノを生み出す中で生物多様性に配慮していくこと。壊してから修復するという対症療法ではなく、破壊自体を減らしたり開発過程で考慮するというように、生産パターンを変えるのです。ただ、総論としては賛同を得られたとしても、それを実行に移すのは容易ではありません。

そこで注目されているのが経済メカニズムの導入です。経済的なインセンティブを設ければ、企業活動はおのずと生物多様性に配慮するようになるはずで

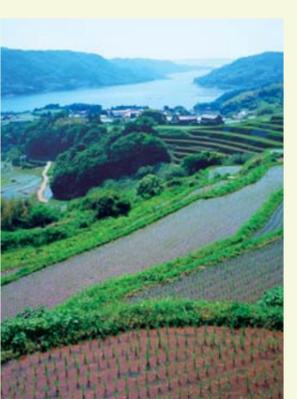
経済的インセンティブで自動的に保全を

議 論されている経済メカニズムは大きく分けて3つ。一つは生物多様性に配慮された製品を認証する制度。木材や水産物、コーヒーなど、認証を受けた製品を、消費者や企業が自発的に選択するようにすれば、自らも環境配慮は進むのです。

SATOYAMAをアジアから世界へ

日 本はCOP10で「SATOYAMA MAイニシアティブ」を提案する予定です。里山は、日本で古くから受け継がれてきた自然と人間の共存システムですが、今の生活様式を昔に戻すのが難しいことを考えると、自然と共生する新しい経済や社会のあり方に転換していくのが現実的です。

また、SATOYAMAを打ち出すのであれば日本単独ではなく、人間と自然が似たような関係性を持ちながら生活しているアジアの国々(韓国、中国、ベトナム、タイ、マレーシアなど)とともに、アジア的SATOYAMAの知恵を現代風に仕立てて世界に発信してはどうでしょうか。南北という構図ではなく、南も北も含む「アジアからほかの地域へ」という観点こそ、意義があると思うのです。



昔懐かしい里山の風景。佐賀県唐津市、大浦の棚田 Photo by AFLO

そして今後は、JICAのような援

める努力はするものの、それでも残ってしまう影響については近隣の場で担保しようという考え方です。無制限に開発を容認するのではなく、一定の面積を確実に保全するのが目的です。

三つ目は「PES」(Payment for Ecosystem Services)。これは水の循環や酸素の供給など生物多様性が持つ機能(生態系サービス)の維持に必要なコストを支払うというもの。例えばきれいな水を必要とする飲料メーカーなどが、取水地の所有者に水源林の管理費用を支払う。それによって、所有者はその土地を別の用途に転用せずに収入が得られ、企業は森の機能を維持しながら経済活動が続けられるのです。これは、現金収入を得るために伐採や焼き畑などをせざるを得ない貧しい人々に、森の維持費を支払うことで環境保全と貧困削減の両立が図れるという意味でも、注目されています。しかしこれらのメカニズムは、日本ではまだまだ浸透していないのが現状です。

COP10の論点

遺伝資源の利用は南北問題

C OP10の論点の一つである「遺伝資源の利用による公正・公平な分配」は、基本的に南北問題です。生物種の半分近くが開発途上国に集中する熱帯林に生息するとされ、

そこに遺伝資源も集まっています。当然、自分たちが持つ遺伝資源から利益を得たい途上国と、その遺伝資源を医薬品などに利用できる技術を持つ先進国とで主張が分かれてしまっています。193カ国、世界のほとんどの国が生物多様性条約に加盟する中で唯一入っていないのがアメリカですが、最大の理由がこの問題だといわれています。COP10では、「何が公正・公平か」という難問に挑み、議定書が決議できるかどうか焦点となりますが、途上国と先進国の対立の溝が埋まる見込みは立っていません。

また、「生物多様性の損失速度を顕著に減退させる」という2010年までの目標が達成できなかった今、COP10では今後の課題「ポスト2010年目標」を新たに設定する必要もあります。準備会合でも、長期、中期の目標について議論していますが、今のところ具体的な数値については合意できていません。おそらく「2050年までに生物多様性が保全され、回復される」という長期目標は合意できていても、2020年の中期目標については意見が分かれてしまっていると思います。

ただ重要なのは、目標作りだけではなく、それを達成するための方法を考えること。立派な目標を立てても、達成への道筋がなければ絵に描いた餅になってしまいます。

名古屋で高まる市民活動

日本第4の都市である一方、山、川、里、海などの生態系が広がる名古屋、中部地域では、地元市民による環境保全が盛ん。さらに、地域に根差し、小規模ながらも顔の見える活動を大切にしている市民団体が多い。そんな特色がある名古屋で今、COP10の主催をきっかけに、環境系と国際協力系のNGOが出会い、新しい動きが生まれている。両者が力を合わせて一般市民に生物多様性条約の本質を発信するという取り組みだ。国内外関係なく、自然に近い人々の権利が守られて初めて生物多様性が保全され、それによって現在の人間生活が成り立つという視点で、自然と人間が支え合う関係づくりを目指す両者。各団体による定例会やセミナーのほか、COP10の公式イベントとして、7月11日(日)「開催地からのメッセージ〜あいち名古屋宣言に向けて」(会場:名古屋国際会議場)、7月17日(土)〜18日(日)「生命流域シンポジウム」(会場:長野県玉滝村)が開催される予定。詳しくは「生物多様性市民ネットワーク」(www.cbdnet.jp/)まで。

足立直樹

サステナビリティ・プランナー
ADACHI Naoki
(株)レスポンスアビリティ代表取締役。企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)事務局局長ほか。東京大学理学部・同大学院で生態学専攻、理学博士号取得。独立行政法人国立環境研究所、マレーシア森林研究所を経て現職。